



水土里ネット しんあん

みどり
水土里ネット

令和3年4月

No.104



神安土地改良区

大阪府茨木市双葉町12番22号

TEL(072)634-2551 FAX(072)635-9973

E-Mail: info@shin-an.org

ホームページ: http://shin-an.org/



令和2年12月末現在
地区面積：408.1ha
組合員数：2,142人

二階堂揚水機場のポンプが更新されました。(下 着手前 上 竣工)



目 次

- 第71回通常総代会開会挨拶…………… 1・2
- 第71回通常総代会お祝いメッセージ…… 3
- 第71回通常総代会開催…………… 4
- 令和2年度収支補正予算…………… 5
- 令和2年度事業 主な工事・業務の概要… 6～8
- 令和3年度当初予算…………… 9・10
- 令和3年度事業 主な工事・業務予定 …… 11
- 令和3年度組合費賦課・決済金…………… 12
- 土地改良区からのお願い…………… 13
- 神安土地改良区設立70年…………… 14・15
- おしらせ…………… 15
- 21世紀土地改良区創造運動活動…………… 16・17

第71回 通常総代会開会挨拶



皆様、おはようございます。理事長職務代理者の田之江でございます。本日は、井路端理事長が病氣療養中のため、私が代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、これまでの通常総代会は、新年度の年号を付して開催しておりましたが、今回から回数表記に改めました。理由といたしましては、

- ・新年度の年数であるにもかかわらず、前年度内に開催していること
 - ・内容が前年度と新年度の両方あること
- これらにより、名称と内容に齟齬が生じており、回数表記が妥当であると思われますので、改めさせていただきます。

また、本日の総代会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う政府からの緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、書面議決による出席と少人数による出席での開催とさせていただきますこと、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

それでは、改めまして第71回通常総代会開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

平素は、本区の事業推進にあたり、格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご審議をお願い申し上げます案件は、報告、審議事項合わせまして、27件にも及ぶ膨大なものでございます。

本総代会提出議案の作成につきましては、各担

当理事会を経て10月20日および2月16日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として作成したものでございます。総代各位には、十二分にご検討を賜り、議決機関として厳正なご批判と公正なご意見を仰ぎ、各議案に対するご賛同を賜りますれば幸甚でございます。

ここで、皆様方に貴重なお時間をいただき、諸般の報告と令和3年度に処する所信を申し述べさせていただきます。

第1点目は、定款の一部変更についてでございます。昨年開催の通常総代会で、府営土地改良事業三島平野北部地区の施行に伴う申請について可決されました。幹線排水路ならびに番田水路の改修工事にかかる各市の負担率について協議を重ねた結果、定款第26条「負担金および分担金」の条項に、各市の負担率を明記するものでございます。

第2点目は、神安土地改良区施設整備計画の変更でございます。平成30年度から令和9年度までの中長期的な視点で、本区施設のうち60施設の整備に係る事業費を算出したものでございます。近年頻発しております、ゲリラ豪雨や自然災害に対する防災機能を持ち合わせた農業用水利施設の整備は、農家組合員のみならず、地域の防災減災に寄与するものであると考えており、淀川右岸まちづくり水路協議会の全体計画と調整のうえ事業を進めてまいります。また、関係市におきましては、厳しい財政状況にもかかわらず調整いただき、感謝申し上げます。

第3点目は、土地改良施設更新積立金の設置で

ございます。かねてより、土地改良事業基金、継続事業積立金、土地改良施設等償却積立金は、使用目的が類似していることから統合すべきとの見解をもっておりました。今回の施設整備計画変更に合わせて、これらの基金および積立金を統合し、土地改良施設更新積立金として、将来の大規模修繕および施設整備に備えるものでございます。

また、本区事務所の老朽化による事務所棟ならびに三箇牧揚水機場事務所棟を含めた建て替えを想定し、事務所棟更新積立金を設置するものでございます。

第4点目は、永年勤続表彰でございます。今回

の対象者は1名で、総代会終了後、皆様のお時間を頂戴いたしまして、表彰式を行いたいと存じます。

最後になりましたが、令和3年度の予算全般につきましては、国の土地改良事業に対する予算は増加傾向にあるとはいえ、無駄を省き、適正な予算執行を心がけてまいります。新年度に向けて、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴し、本土地改良区の事業運営を確実なものにしてまいりたいと思っております。よろしくご検討賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。



第71回通常総代会お祝いのメッセージ

大阪府北部農と緑の総合事務所
所 長 能 勢 淳



本日は、緊急事態宣言が解除されたこともあり、お祝いに駆けつけたいと思っておりましたが、今後の所内対応の検討などのため、出席ができません。

このような形で恐縮ですが、メッセージをお送りさせていただきます。

このたびは、神安土地改良区第71回通常総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

皆様におかれましては、大阪府の農業施策の推進にあたり、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が、社会・経済・暮らしに大きな影響を与えた年となりました。特に、本年1月の第3波は、東京都と同様に大阪府でも新規感染者数が急激に増加し、ピーク時には600人を超える規模となりましたが、府民や事業者の皆様のご理解・ご協力のもと、感染拡大を押さえ込むことができ、2月末をもって大阪・京都・兵庫の緊急事態宣言が解除されました。

貴土地改良区におかれましても、地域の多くの方が楽しみにされていた恒例のイベントや会議の開催などにおきまして苦渋の決断をされ、中止や延期などの措置を行ってくださいましたことに、改めて敬意を表します。

緊急事態宣言は解除されましたが、未知のウイルスとの戦いはまだ続きます。府としましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動との両立をめざす「ウィズコロナ対策」を進め、府民の命と暮らしを守る取り組みを強化してまいりますので、皆様におかれましても、さらなるご協

力をお願いします。

さて、本年2月13日に福島県沖を震源とする震度6強の地震により、40か所を超えるため池で法面の崩壊や取水施設の漏水、水路被害などが発生しました。近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、国土強靱化のため、農業水利施設などの長寿命化や、ため池の防災減災対策が重要となっております。国ではこうした災害リスクへの対応を含め、令和3年度の土地改良関連事業予算として、ほぼ前年並みの6,300億円を確保しました。

これもひとえに、農業用水路や揚水機場などを長年に亘って管理されてこられました吉川前理事長や井路端理事長をはじめ、土地改良区関係の皆様が、長年に亘って熱心に国へ要望していただいていることが、大きな力となっていると認識しています。

大阪府といたしましては、平成30年7月に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」や昨年10月に施行されました「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、さらなる防災・減災対策に推進してまいります。特に、令和3年度からは、選定基準の厳格化により大幅に増加した防災重点農業用ため池の安全、安心対策を強化するため、管理者等への啓発や相談対応、ため池改修や廃止等のプラン提案資料作成など技術支援を行う「大阪府ため池サポートセンター」を大阪府土地改良事業団体連合会内に設置し、当事務所と連携したきめ細かな対応を予定しておりますので、土地改良区の皆様のご協力をどうかよろしくお願いいたします。

結びに、神安土地改良区の益々のご発展と、関係各位のご健勝、ご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

◇ 第71回通常総代会開催 ◇

令和3年3月1日、本区会議室において、第71回通常総代会が開催されました。

当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、土地改良法の規定に基づき書面議決権を行使し、出席人数を縮小した中で執り行い、次の事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎ 報告事項

1. 一般主要事務報告について
2. 令和2年度 定期監査（第1・第2および第3四半期）の報告について
3. 令和2年度事業 工事ならびに業務の進捗状況について
4. 令和2年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動報告について
5. 給与規程の一部変更について



◎ 審議事項

1. 定款の一部変更について
2. 神安土地改良区施設整備計画の変更について
3. 土地改良事業計画の一部変更について
4. 規約の一部変更について
5. 土地改良施設更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の制定について（附）土地改良施設更新積立計画
6. 事務所棟更新積立金の設置・管理および処分に関する規程の制定について
7. 令和2年度一般会計第4次収支補正予算(案)
8. 令和2年度決済金特別会計第2次収支補正予算(案)



◎ 報告承認事項

1. 令和2年度一般会計第3次収支補正予算の理事会専決処分について
2. 地区除外等処理規程の一部変更について



◎ 審議事項（令和3年度関係）

1. 令和3年度一般会計収支予算(案)
2. 組合費賦課ならびに徴収について
3. 一時借入金借入について
4. 基本財産積立金の一般会計予算充当について
5. 維持管理事業積立金の一般会計予算充当について
6. 土地改良施設更新積立金の一般会計予算充当について
7. 償還資金積立金の一般会計予算充当について
8. 令和3年度職員退職給与金特別会計収支予算(案)
9. 令和3年度決済金特別会計収支予算(案)
10. 維持管理計画書の一部変更について
11. 令和3年度決済金決定について
12. 令和3年度「21世紀土地改良区創造運動」の活動計画について



◇ 令和2年度 収支補正予算 ◇

☆令和2年度一般会計(第3次)収支補正予算(令和2年10月20日理事会専決処分)については、次のとおりです。(今回補正分のみ計上しています。)

一 般 会 計 (第3次)

(単位:千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
補 正 な し				① 事 務 費	238,503	△ 1,672	236,831
				③ 事 務 所 費	3,650	910	4,560
				⑤ 土地改良事業費	154,313	683	154,996
				⑧ 負 担 金	32,132	121	32,253
				⑩ 予 備 費	4,326	△ 42	4,284
収 入 合 計	608,245	0	608,245	支 出 合 計	608,245	0	608,245

(△は減額)

☆令和2年度一般会計(第4次)ならびに決済金特別会計(第2次)収支補正予算(令和3年3月1日)については、次のとおりです。(今回補正分のみ計上しています。)

一 般 会 計 (第4次)

(単位:千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
① 組 合 費	12,400	△ 61	12,339	① 事 務 費	236,831	△ 5,848	230,983
② 使用料および手数料	250,730	△ 140	250,590	② 選 挙 費	1,215	△ 1,009	206
③ 財 産 収 入	27,407	△ 97	27,310	③ 事 務 所 費	4,560	100	4,660
④ 繰 入 金	83,073	△ 7,850	75,223	④ 維持管理事業費	136,259	△ 1,379	134,880
⑤ 維持管理費負担金	84,340	△ 550	83,790	⑤ 土地改良事業費	154,996	△ 2,828	152,168
⑥ 補 助 金	70,570	△ 1,522	69,048	⑥ 財 産 費	21,137	7	21,144
⑦ 分担金および負担金	45,692	△ 3,058	42,634	⑦ 公 債 費	16,010	△ 240	15,770
⑨ 雑 収 入	235	475	710	⑧ 負 担 金	32,253	△ 1,163	31,090
				⑨ 補 助 金	700	△ 230	470
				⑩ 予 備 費	4,284	△ 213	4,071
収 入 合 計	608,245	△ 12,803	595,442	支 出 合 計	608,245	△ 12,803	595,442

(△は減額)

決 済 金 特 別 会 計 (第2次)

(単位:千円)

収 入				支 出			
款	既定予算額	補 正 額	予算額合計	款	既定予算額	補 正 額	予算額合計
① 決 済 金	8,078	78,104	86,182	① 積 立 金	10,559	78,104	88,663
収 入 合 計	10,617	78,104	88,721	支 出 合 計	10,617	78,104	88,721

◇ 令和2年度事業 主な工事・業務の概要 ◇

下記のとおり工事・業務を実施しました。関係地区の皆様には、ご協力をいただきありがとうございました。

事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所	工事又は業務内容
1	神安地区水路転落防止柵設置工事 (墓路・鮎川・別府東水路)	高槻市唐崎南1丁目地内ほか	転落防止柵工 L=306.7m
2	二階堂揚水機場ポンプ改修工事	茨木市新堂1丁目地内	ポンプ更新 φ300×2基 チェーンブロック 2台
3	浮ヶ町水路改修工事(第2工区)	高槻市西面北1丁目地内	水路工 L=133.7m
4	玉川用水路補修工事(第1工区)	高槻市玉川4丁目地内	水路補修工 L=224.0m 目地補修 15箇所
5	北川排水路測量設計業務	茨木市横江1丁目ほか地内	測量・設計業務 1式
6	鳥飼南水路護岸ライニング工事 (第5工区)	摂津市鳥飼野々1丁目ほか地内	護岸ライニング工 167.2m
7	三箇牧揚水機場2号揚水ポンプ 主電動機整備工事	高槻市大字唐崎1318番1	集電装置 1台 主電動機整備 1式
8	唐崎揚水機場電動仕切弁改修工事	高槻市唐崎中3丁目地内	電動仕切弁 φ300×2基
9	鶴野地区水路壁面補修工事(第2工区)	摂津市鶴野3丁目地内	水路断面修復工 1式
10	溝ノロサイホン空洞調査業務	吹田市南正雀2丁目ほか地内	地中レーダー探査 1式 動的貫入試験 1式
11	西垣除塵機足場改良ほか工事	高槻市西面南3丁目ほか地内	床板拡張 1枚 柵 L=4.8m 土間コン A=8.1㎡
12	鮎川水路護岸修繕工事	茨木市鮎川5丁目地内	擁壁工 L=17.5m
13	玉島取水樋設置工事	茨木市野々宮2丁目地内	樋門設置 1門

[事業担当理事および監事合同現場視察]

令和3年2月19日(金)に、事業担当理事および監事が令和2年度事業の工事現場を視察されました。

[府営三島江柱本水路地区]



[浮ヶ町水路改修工事]



[工事実施状況]

《国庫補助事業》

【二階堂揚水機場ポンプ改修工事】

昭和58年に製造されたポンプを取り換えることにより、引き続き安定した用水供給業務が行えるようにしました。

(着手前)



(竣工中)



※竣工後は表紙をご覧ください。

【玉川用水路補修工事(第1工区)】

ジャンカ、ひび割れ、目地の不良等が見られた水路の劣化の進行を遅らせる補修工事（ライニング工事と目地補修工事）を行うことにより水路の長寿命化を図りました。

(着手前)



(竣工)



《国庫補助事業(維持管理適正化事業)》

【三箇牧揚水機場2号揚水ポンプ主電動機整備工事】

令和2年度の6月22日に不具合が発生した2号揚水ポンプの主電動機を整備し、令和3年度の用水供給業務に支障がないようにしました。

(着手前)



※写真中央が整備した2号揚水ポンプです。

《神安単独事業》

【西垣除塵機足場改良ほか工事】

西垣除塵機の作業場を広くし安全に藻等の除去を行えるように改修しました。

(着手前)



(竣工)



【鮎川水路護岸修繕工事】

水路護岸を修復し機能回復を行いました。

(着手前)



(竣工)



【玉島取水樋設置工事】

老朽化により稼動不能となった樋門を取り換えて、機能回復を図りました。

(着手前)



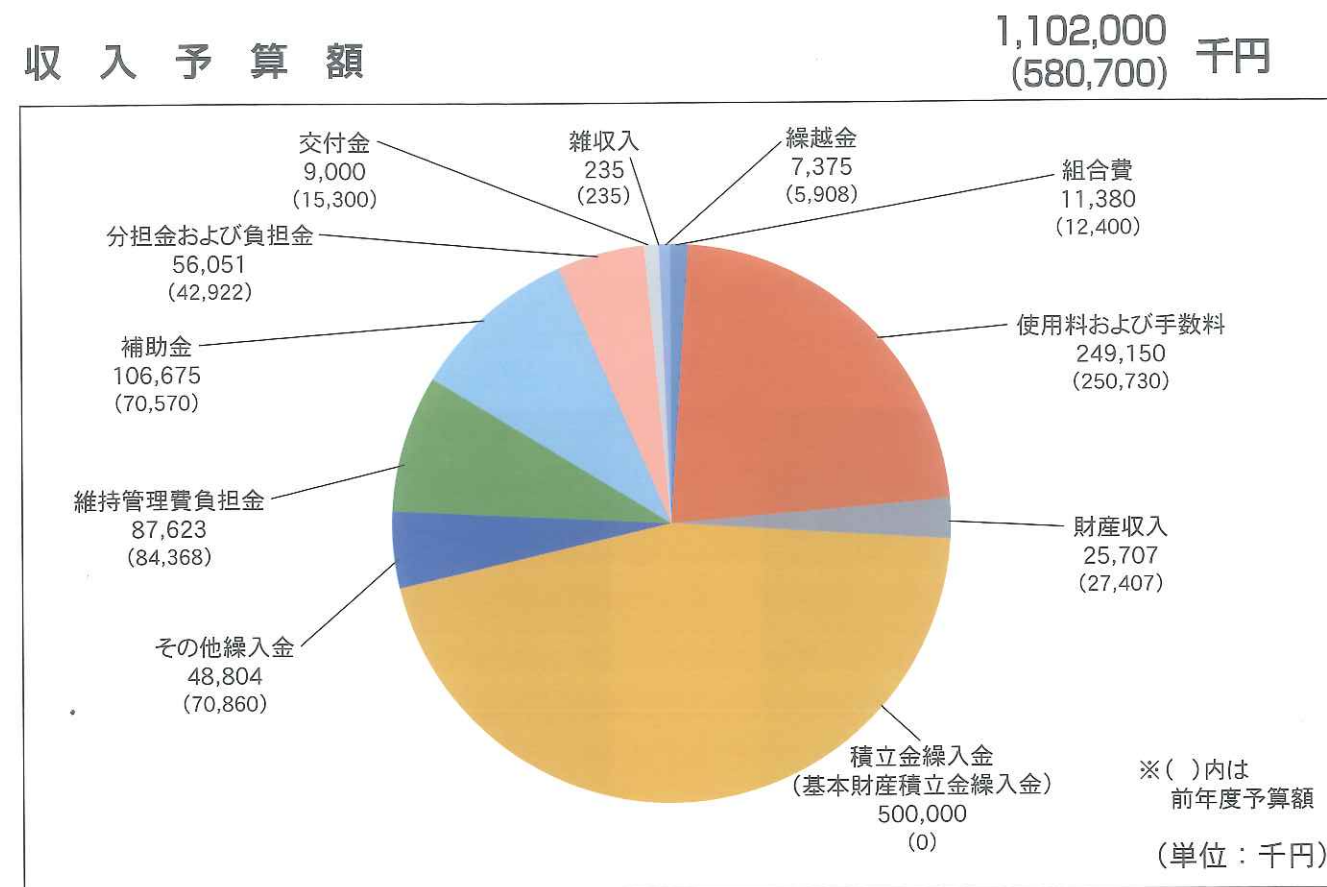
(竣工)



◇ 令和3年度 当初予算 ◇

☆ 令和3年度一般会計、職員退職給与金特別会計ならびに決済金特別会計の予算は、次のとおりです。
 なお、一般会計予算は、事務所棟更新積立金が新しく設置され、基本財産積立金からの繰入・積立があるため、前年対比 89.77%増となっています。

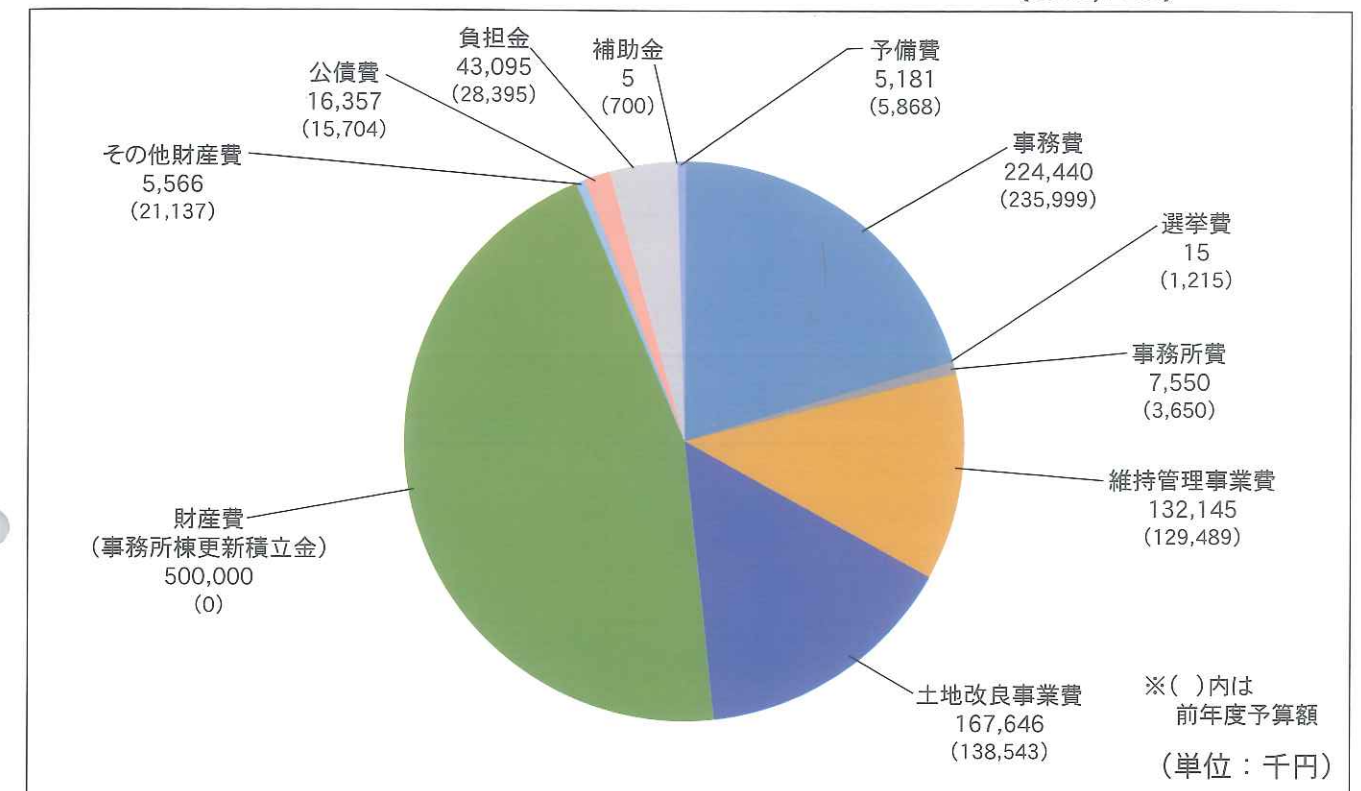
【一般会計】



- (1) 組合費は、職員人件費等の経常経費に充てられます。賦課金額については、本年度も据置としました。
- (2) 使用料は、本区が管理している土地改良施設の他目的使用で、「施設使用ならびに手数料徴収規程」に基づいて徴収しており、経常経費・維持管理費等に充てられます。
- (3) 財産収入は、積立金から生じる利息で、本年度も国債等の債券運用により財産の安全化とともに、効率的な運用を図っています。
- (4) 繰入金は、農地転用時の決済金を積立てし、毎年度その一部を取り崩し、維持管理事業費、土地改良事業費および長期借入金の繰上償還に充てられます。
また、令和3年度から事務所棟更新積立金を新たに設置したため、一部基本財産を取崩します。
- (5) 維持管理費負担金は、土地改良法第56条第2項に基づく市町村協議により、排水関係の維持管理費について関係市より応分の負担をしていただいています。
- (6) 土地改良事業計画に基づく事業の実施に際しては、国・府の補助金を除く部分について地元負担が課せられます。分担金および負担金はその地元負担金であり、原則として用水路については本区が、排水路については関係市がそれぞれ組合員に代わって負担しています。

支出予算額

1,102,000 (580,700) 千円



- (1) 事務費は、主に総代・役員報酬や職員給与、健康保険や厚生年金保険料、消費税等業務を執行する上で必要な経費に充てられます。
- (2) 維持管理事業費は、主に揚水機・用排水路・堰樋管の電力・清掃・浚渫・修理費等に充てられます。
- (3) 土地改良事業費は、水路等の改修工事の費用などに充てられます。
- (4) 財産費は、維持管理事業積立金、土地改良施設更新積立金および事務所棟更新積立金等に充てられます。
- (5) 公債費は、日本政策金融公庫の長期借入金の元利金償還と、繰上償還に充てられます。

【職員退職給与金特別会計】

(単位: 千円)

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
① 繰入金	2,005	① 職員退職給与金	5
② 雑収入	21	② 積立金	2,026
③ 繰越金	5		
収入合計	2,031	支出合計	2,031

【決済金特別会計】

(単位: 千円)

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
① 決済金	11,184	① 積立金	11,184
② 雑収入	1	② 繰出金	1
③ 繰越金	5	③ 予備費	5
収入合計	11,190	支出合計	11,190



◇ 令和3年度 主な工事・業務予定 ◇

本年度は次のとおり工事・業務を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

○府営事業

事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所
1	三島江柱本水路地区	高槻市柱本管内
2	三島平野北部地区(工事)	幹線排水路(大阪市東淀川区井高野3丁目ほか管内)
3	三島平野北部地区(測量・設計)	番田水路(茨木市東野々宮町ほか管内)

○団体営事業

事業区分	工事又は業務名	工事又は履行場所
1	浮ヶ町水路改修工事(第3工区)	高槻市西面北1丁目ほか管内
2	玉川用水路改修工事(第2工区)	高槻市玉川2丁目管内
3	墓路水路転落防止柵設置工事(第2工区)	高槻市唐崎南3丁目ほか管内
4	三島江中樋門ほか1樋門電動化工事	高槻市三島江2丁目管内ほか
5	鮎川水路転落防止柵設置工事(第2工区)	茨木市鮎川4丁目管内
6	新堂取水用水機場取水樋門ほか樋門整備工事	茨木市新堂1丁目管内ほか
7	北川排水路護岸整備工事	茨木市横江1丁目管内
8	目垣北水路安全施設工事	茨木市目垣2丁目管内
9	別府用水路補修工事(第1工区)	摂津市東別府5丁目ほか管内
10	鳥飼三箇牧水路転落防止柵設置工事	摂津市安威川南町管内
11	水管理情報伝送装置実施設計業務	高槻市大字唐崎1318番1ほか10ヶ所
12	三箇牧揚水機場改修計画策定業務	高槻市大字唐崎1318番1
13	明治水路鋼矢板塗装工事(第9工区)	高槻市唐崎中4丁目ほか管内
14	鳥飼北部揚水機場ポンプ整備工事	摂津市鳥飼新町1丁目管内

転落防止柵設置工事及び業務につきましては、用水供給業務に支障がないため順次進めてまいります。
また、転落防止柵設置工事以外の工事につきましては、農繁期終了後に取り掛かってまいります。



◇ 令和3年度 組合費賦課について ◇

1. 賦課金額

用水地区 賦課金	1.0㎡につき	3.54 円
排水地区 賦課金	1.0㎡につき	0.95 円

地目が「田」であり、現況が土盛りされた「畑」の場合で、かつ農業委員会に届け出された農地については、用水地区賦課金額の「2分の1」の金額となります。
なお、休耕田については、従来どおり賦課となりますので、ご理解ご協力よろしくお願い申し上げます。



2. 賦課金の徴収時期及び方法

- (1) 賦課期日 令和3年4月1日
- (2) 組合費の賦課徴収期限 全額を 5月6日より 6月4日まで
- (3) 組合費の賦課期日後、新たに納付義務の発生したものについては、その発生の翌月より、月割りで賦課されます。
- (4) 組合費の賦課期日後、納付義務の消滅したものについては、その年度の組合費は全額となります。
- (5) 賦課の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任させていただきます。
- (6) 排水地区並びに摂津市域における用水地区(摂津市域在住で摂津市域に農地をお持ちの組合員に限る)については、組合員に代わり、組合費を関係市にそれぞれ負担いただいています。
※令和3年度より、浄水賦課金の名称は用水賦課金に統合されます。

◇ 令和3年度 決済金について ◇

◎ 組合員は、農地を転用する場合、土地改良法第42条第2項の規定により、土地改良区の事業に関する権利義務に必要な決済をすること、並びに同法43条の規定によりその土地について、組合員の資格を喪失した旨を、土地改良区に通知する義務があります。

「決済」とは、土地改良施設の維持管理費相当額と、過去の土地改良施設改修工事等の際に、土地改良区が借り入れた(株)日本政策金融公庫資金の返済について、残りの組合員に過重な負担がかからないように、農地を転用する組合員の方にご負担いただくものです。

決済金の種類には、「維持管理費決済金」「土地改良施設更新費決済金」「未償還金決済金」があり、全てについて決済する必要があります。

(1.0㎡当たりの決済金) (単位:円)

決済金の種類	用水区域	排水区域	用排水区域
維持管理費決済金	317.0	30.9	347.9
土地改良施設更新費決済金	79.7	79.7	79.7
未償還金決済金	10.5	10.5	10.5
合 計	407.2	121.1	438.1

その他、手数料として一筆につき、1,100円(市街化区域を除く)と施設使用料(下水道完備地区を除く)一時金として1㎡当たり225円がかかります。ただし、施設使用料については、農地法第4条分に限り、500㎡までは減免することができます。また、これら手数料等については別途消費税等を加算します。

公共(道路、公園等)の用地として買収される農地についても決済金が必要となります。この手続きを怠りますと、組合費がいつまでも賦課されることになりますので、忘れないようにお願いします。

組合費賦課及び決済金について不明な点がございましたら、総務課庶務係までお問い合わせ下さい。



◇ 土地改良区からのお願い ◇

☆ 組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地について売買や名義変更等がありましたら、土地改良法第43条の規定により、その都度「組合員資格得喪通知書」を本土地改良区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎ どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するの？

1. 農地の売買があったとき
2. 農地を借りたとき、又は貸したとき
3. 名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4. 住所の変更や耕作者の異動等があったとき



◎ 手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について異動した場合には、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。

本土地改良区としても知りうる限り対処していますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に組合費がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、土地改良区への手続きも忘れずに行ってください。

なお、詳細につきましては、総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

《記 載 例》

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。
提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

住 所 茨木市双葉町 12-22

これまで組合員であった方

現資格者

氏 名 神 安 太 郎

住 所 茨木市双葉町 12-22

新たに組合員となられる方

新資格者

氏 名 神 安 一 郎

新たに組合員となられる方

生年月日 大正・昭和・平成 △△年 △△月 △△日生

神安土地改良区理事長 様

記

1 資格得喪の対象たる土地

相続、贈与、売買や経営移譲、賃借者変更などにより改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

市	町 名	地 番	地 目	用 途	面積(m ²)	備 考
茨木市	双 葉 町	12-22-1	田	田	500	

2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因：相 続 その他 ()

(2) 時 期： 令 和 年 月 日

神安土地改良区設立70年

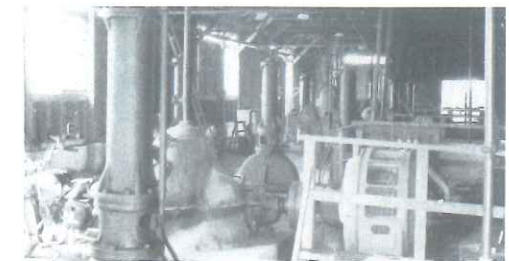
昭和24年8月土地改良法施行に伴い、神安普通水利組合は、昭和26年2月10日土地改良区への組織変更が大阪府知事より認可され、初代理事長には中井隆三氏が就任しました。

神安土地改良区設立時の区域面積は2432町歩（約2432ヘクタール）組合員数4500名、総代定数100名、役員は、理事12名・監事4名でありました。

【現在は408ヘクタール、組合員数2142名】



三箇牧揚水機場外観

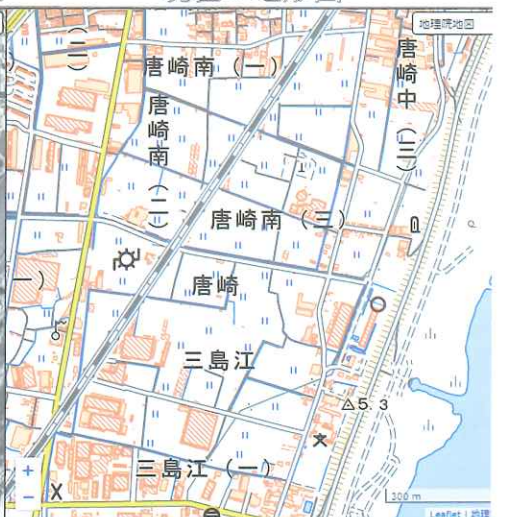


三箇牧揚水機場内部

当時の三箇牧揚水機場付近の航空写真

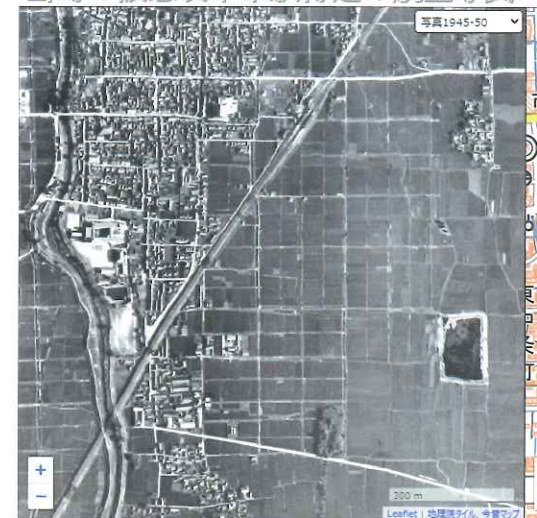


現在の地形図



「今昔マップ on the web」より作成

当時の阪急茨木市駅付近の航空写真



現在の地形図



「今昔マップ on the web」より作成



当時の摂津市三島付近の航空写真



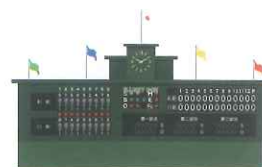
現在の地形図



「今昔マップ on the web」より作成

昭和26年の主な出来事

- ❖ 第1回NHK紅白歌合戦放送
- ❖ 日本初のプロレス 力道山デビュー
- ❖ 日本銀行が五百円札を発行
- ❖ 日米安全保障条約調印
- ❖ プロ野球初のオールスター・ゲームが開催
- ❖ 伊豆大島の三原山が大爆発



◇ お し ら せ ◇

❖ 職員の永年勤続表彰 ❖

第71回通常総代会において、職員の永年勤続者に対し表彰されました。
主査 佐川眞江 [勤続期間 30年]



❖ 大阪府知事感謝状授与 ❖

永年、土地改良区理事長として功績を残され退任されました方に対し、大阪府知事から感謝状が授与されました。

神安土地改良区 前理事長 吉川孝一氏（在任期間：平成12年6月～令和2年6月）

21世紀土地改良区創造運動活動

【令和2年度の活動】

十丁暇水路花壇・花の植え替え

令和2年11月5日(木) 茨木市平田台、12日(木) 茨木市大同町の十丁暇水路において、周辺住民の方々と花の植え替えを行いました。



西ノ川広場チューリップの球根と花植え

令和2年11月7日(土)、高槻市西面地区西ノ川広場にて、周辺住民の皆さんの参加の下、植栽を行いました。



味生水路花いっぱい運動

令和2年11月10日(火)、摂津市南別府町の味生水路において、周辺住民の方々と花の植え替えを行いました。



三島江地区花いっぱい運動

令和2年11月15日(日)、高槻市三島江地区において、周辺住民の方々とハンギングバスケットの花の植え替えを行いました。



令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から下記の活動が中止になりました。
・チューリップフェスタ ・れんげまつり ・十丁囃せせらぎ水路夕涼み会 ・幹線用水路緑化フェスタ

【令和3年度の活動予定】

市 名	開催年月日	活 動 内 容	地区および場所
高 槻 市	三箇牧地区農空間保全協議会の活動への参画		
	5月、11月	三島江地区花いっぱい運動	三島江地区
	10月	コスモスロード	三島江地区
	11月	幹線用水路緑化フェスタ	西面地区
	総合学習ほか		
	5月～10月	米づくり体験、水辺の学習	三箇牧小学校
茨 木 市	5月、11月	十丁囃水路花壇の花の植え替え	平田台・大同町地区
摂 津 市	6月、11月	味生水路花いっぱい運動	南別府地区

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からチューリップフェスタの開催を中止し、チューリップフェスタウィークとして自由に散策していただくことといたしました。従来の催しものはございません。詳しくはホームページをご覧ください。

開催期間：令和3年4月1日(木)～4月7日(水)

※令和3年度のれんげまつりに関しても開催は中止となりますが、れんげは4月末ごろまでご覧いただけます。

